

# 沼津市立第二中学校 部活動育成会規約

## 第1編 [総則]

(名称)

第1条 本会の名称は沼津市立第二中学校部活動育成会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は沼津市立第二中学校内におく。

(目的)

第3条 本会は、第二中学校部活動の発展と部員の健全育成に寄与することを主な目的とする。

(事業)

第4条 本会の事業年度は、4月から翌年の3月までとする。

2 本会は、前項の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 第二中学校部活動の開設等に関すること
- (2) 第二中学校部活動の各保護者会の連絡調整に関すること
- (3) その他、目的達成に必要な事項に関すること

(会員)

第5条 本会の入会は、生徒が学校に入部手続きを完了し、部活動の開設が認められた時点をもってその保護者を会員とし、退会は、生徒が退部した時点とする。

第6条 本会の会員は、本会規約を厳守する義務を負うと共に、第3条の目的を達成するために役員並びに部活動顧問、外部指導者には全面的に協力すること。

(組織)

第7条 本会に保護者会と代表者会を設置する。

2 本会は、第二中学校部活動部員の保護者、部活動顧問及び外部指導者を持って組織する。ただし、学校代表者として、校長、教頭、部活動担当は会員とする。

(総会)

第8条 本会の総会を毎年度始め（PTA総会后）に、会長が招集して開催する。

2 会員の過半数の要求、役員会が必要と認めたときには、臨時総会を開くことができる。

3 総会は、会員の過半数の委任状を含めた出席を持って成立し、第19条に定める協議事項を報告する。

(部活動開設要件)

第9条 部活動の開設は、次の要件が満たされているものとする。正式入部の時点で部活動の開設要件を満たしていれば、途中の人数に関係なく翌年の3月までの活動は保証される。

- (1) 生徒の人数が、正式入部の時点で競技として成立する人数が確保されていること。
- (2) 部活動部員の保護者で保護者会を組織し、部活動の運営等ができること。
- (3) 保護者会を中心に部活動の顧問（学校職員）必要に応じて外部指導者（コーチ）が確保されていること。

2 (1) 1学年で試合に必要な人数がそろい、施設が確保できたうえ、開設要件を満たしている場合、その部活動は新設できる。

(2) 削除

(部活動休部・廃部要件)

第10条 第9条の開設要件を満たしていない場合は、廃部対象とする。ただし、廃部対象が\*2年を超えた場合は、廃部とする。（別表参照）

(\*2年とは、活動可能な状態で入部した1年生の部活動を3年まで保証するため)

(総合部)

第11条 削除

第12条 削除

## 第2編 [代表者会]

(代表者会の目的)

第13条 代表者会は、第3条の目的を達成し、第4条の事業を円滑に進めることを目的に設置する。

(代表者会の構成)

第14条 本会の代表者会は、各部活動の保護者会の代表者、PTA役員代表者、学校代表者で構成する。

2 各代表者の構成人数は以下の通りとする。

- (1) 正式入部後、各保護者会は、代表者2名を選出する。
- (2) PTA役員の代表は、PTA会長、副会長(2名)の3名とする。
- (3) 学校代表は、校長、教頭、部活動担当とする。

(会議)

第15条 代表者会は、定例として年2回開催する。

- (1) 第1回(6月) 本年度の活動計画、組織作り等
- (2) 第2回(3月) 本年度の活動報告等

2 会長が必要と認めたときには臨時代表者会を開くことができる。

(協議事項)

第16条 代表者会は、以下の内容について協議し、決議する。

- (1) 各保護者会の運営方針、会費等についての連絡調整
- (2) 部活動開設等について
- (3) 部活動の活動状況について
- (4) 本会規約の改廃について
- (5) 外部指導者との連携について
- (6) その他必要と認められた事項

## 第3編 [保護者会]

(保護者会の目的)

第17条 保護者会は、第3条の目的を達成し、部活動を円滑に進めることを目的に設置する。

(組織・運営)

第18条 保護者会は同一の部活動に所属する生徒の保護者をもって組織する。

第19条 保護者会は、部活動育成会の規約に従い運営する。

2 保護者会員、顧問、外部指導者の要求や代表者会が必要と認めたとときには臨時保護者会を開くことができる。

第20条 保護者会には、次の役員をおく。

(1) 会長1名は、保護者会員より互選する。

(2) 副会長若干名は、保護者会員より互選する。

(3) 会計若干名は、保護者会員より互選する。

(保護者会役員の任期)

第21条 保護者会役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

(保護者会役員の任務)

第22条 保護者会の役員は、次の任務にあたる。

(1) 会長は、保護者会を招集代表し、保護者会の円滑な運営を図る。

(2) 会長・副会長は、代表者会に出席し、活動状況を報告する。

(3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。

(4) 会計は活動費を徴収し、適切な収支報告をする。

(協議事項)

第23条 保護者会は、下記の内容について協議し、その協議内容を代表者会に報告し、承諾を得る。

(1) 保護者会の運営方針、会費等について

(2) 顧問及び外部指導者の依頼について

(3) 部活動の活動方針の決定について

(4) 保護者会会則の改廃について

(5) その他必要と認めた事項

(育成会への報告)

第24条 保護者会会長は、運営上の決まり等を会則に明記し、代表者会に報告する。

第25条 各部活動の活動費は、保護者会において決定・管理され、収支決算を明らかにすること。また、決算等の報告は保護者会及び代表者会にする。

(保険加入)

第26条 各保護者会で生徒・顧問・外部指導者・保護者会員のスポーツ保険に加入すること。

(吹奏楽部は除く。)

(協会登録)

第27条 協会登録については、各保護者会で判断し、必要に応じて加入すること。

(施設設備の管理)

第28条 活動場所等については、各保護者会で責任を持って管理すること。

## 第4編 [部活動のきまり]

(入部・転部)

第29条 部活動の入部は単年度毎とし、任意加入とする。加入する場合はできるだけ3年間続けられる部活動を選ぶようにする。

第30条 年度途中の転部または退部はできるだけ避けるようにする。やむを得ない場合は、保護者・顧問・外部指導者・学級担任等とよく相談して決めるようにする。

(活動時間帯)

第31条 平日の部活動の活動時間は、生徒の負担及び日没等の状況を考慮し、年度始めに決定する。土日及び祝日、長期休業中の部活動の活動時間については別に定める。

(週の活動)

第32条 土日及び祝日の活動についての留意事項

- (1) 土日等で休みが2日間続く場合は、原則としてどちらか1日を休養日とすること。
- (2) 適度な休息をとったり、練習時間を配慮したりするなどして生徒の加重負担にならないようにすること。
- (3) 活動場所には必ず外部指導者・顧問・保護者会員のいずれかが付き添い、生徒の安全確保に努めること。生徒のみの活動は行わない。
- (4) 万一事故あるときは、速やかに適切な対応をし、事故を最小限におさえること。
- (5) 顧問の付き添わない土日の練習は、保護者会より学校に学校使用許可を提出すること。  
\*責任者(外部指導者・保護者)の氏名と緊急時の連絡先を学校に連絡する。

(活動日数)

第33条 長期休業中の活動は下記の内容とする。

- (1) 活動日時は顧問・外部指導者・保護者会の三者で協議して決め、生徒の加重負担にならないようにすること。
- (2) 長期休業中は、原則として土日の活動は行わない。

(試合数)

第34条 公式試合及び練習試合の回数は、顧問・外部指導者・保護者会の三者で協議して決め、生徒の加重負担にならないようにすること。

(生徒の組織)

第35条 各部には次の組織をおく。

- (1) 部長をおく。
  - (2) 必要に応じて副部長をおく。
- 2 部長会(生徒)を組織し、具体的な約束事を決め、部活動を自主的に運営できるようにする。なお、部長会の運営にあたっては、部活動担当(教員)が指導助言を行う。

(服装)

第36条 活動の服装は各部活動によって定めるが、学校生活の中ではジャージ・体操着を基本とする。

(朝練習)

第37条 削除

## 第5編 [その他]

(会則の改廃と決定)

第38条 本会規約の改廃は、代表者会において議決し、総会において出席者の過半数の賛同により改正することができる。

(付則)

1 会則の発効

- ・この規約は平成29年1月1日から実施する。

## [外部指導者]

部活動は生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、健康の増進や体力の向上を図り、生徒の自発的・自主的な活動を育成することを目的として学校教育の一環として行われている。生徒は、技術の習得だけではなく、みんなで汗を流す中で生まれる連帯感、励ましあい助け合う心、真面目に頑張ることの重要性、正常な上下関係などを学びつつ、学校生活の中で最大の楽しみと捉え、熱心に活動している。

本校では、このような現状に加え、生徒数及び教職員数の減少に対応するため、部活動における外部指導者の積極的な活用を行っていく。

### ①外部指導者の活動

- ・外部指導者は校長の指示に従い、部活動顧問（以下、顧問）の監督のもと、顧問を補佐し本校部活動の円滑な推進に関して必要な技術の指導及び助言を行う。
- ・試合など校外で部活動を行う際には、顧問の引率がある場合に限り同行できる。
- ・大会等において、外部指導者登録が可能であり、顧問が必要と認め、事前申請による許可を得た場合は、ベンチ等に入ることができる。

### ②外部指導者の要件

- ・部活動は学校教育の一環として行われるものであることから、公正、公平に生徒に接し、顧問の部活動の管理及び運営に協力できる者であること。
- ・部活動における実技指導に関し、優れた技術と知識経験等を有し、安全に配慮した指導ができる者であること。
- ・日常の指導が定期的に十分可能な者であること。

### ③外部指導者の任用

- ・外部指導者の任用にあたっては、顧問が推薦し、校長に申請書を提出する。なお、顧問は、外部指導者を推薦するにあたって、保護者会からの同意を受けることとする。

### ④外部指導者の任期

- ・外部指導者の任期は、校長が定める期間（基本的にはその年度末まで）とする。ただし、再任することができる。

### ⑤外部指導者の解任

- ・外部指導者が次に該当する場合は、解任する。
  - 1 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合。
  - 2 外部指導者としての適格性を欠く場合。
  - 3 当該校長が当該校において外部指導者の活用の必要がないと判断したとき。

### ⑥外部指導者への謝礼

- ・教育活動へのボランティアとし、無報酬での活動とする。ただし、ケガ等に備えて、ボランティア保険への加入対象とする。

### ⑦守秘義務

- ・外部指導者は、業務執行上知り得た秘密事項を第三者に漏えいしてはならない。

### 別表【部活動改廃に関する流れ：例 男子バレー部の場合（必要人数6人）】

例1) 廃部になる場合

ポイント1) 廃部対象になった年に入部した生徒が卒業するまでは活動を続ける（2年の猶予）。

ポイント2) 新1年生正式入部した後の人数で決定する。

年度	3年	2年	1年	合計	備考
28年度1学期	7	2	1	10	活動可能
中体連後		2	1	3	活動継続
29年度1学期	2	1	②	5	6人に満たないので廃部対象（1年目）
中体連後		1	②	3	活動継続
30年度1学期	1	②	②	5	6人に満たないので廃部対象（2年目）
中体連後		②	②	4	活動継続（今後、廃部(?)となる可能性があることを伝える。）
31年度1学期	②	②	①	5	6人に満たないので廃部対象（3年目）で廃部決定
中体連後		②	①	3	活動継続（但し3月で廃部決定）

例2) 廃部対象から復活する場合

年度	3年	2年	1年	合計	備考
28年度1学期	7	2	1	10	活動可能
中体連後		2	1	3	活動継続
29年度1学期	2	1	②	5	6人に満たないので廃部対象（1年目）
中体連後		1	②	3	活動継続（今後、廃部(?)となる可能性があることを伝える。）
30年度1学期	1	②	②	4	6人に満たないので廃部対象（2年目）
中体連後		②	②	3	活動継続（今後、廃部(?)となる可能性があることを伝える。）
31年度1学期	②	②	③	7	6人以上になったので廃部対象外
中体連後		②	③	5	活動継続

例 3) 一旦人数は満たすが廃部になる場合  
 ポイント) 新1年生正式入部した後の人数で決定する。

年度	3年	2年	1年	合計	備考
28年度1学期	7	2	1	10	活動可能
中体連後		2	1	3	活動継続
29年度1学期	2	1	②	5	6人に満たないので廃部対象(1年目)
中体連後		1	②	3	活動継続
30年度1学期	1	②	②	5	6人に満たないので廃部対象(2年目)
6月	<u>2</u>	②	②	6	一旦6人になるが廃部対象は継続
中体連後		②	②	4	活動継続(今後、廃部(?)となる可能性があることを伝える。)
31年度1学期	②	②	①	5	6人に満たないので廃部対象(3年目=廃部決定)
中体連後		②	①	3	活動継続(但し3月で廃部決定)

例 4) 一旦人数は満たし対象から復活する場合  
 ポイント) 新1年生正式入部した後の人数で決定する。

年度	3年	2年	1年	合計	備考
28年度1学期	7	2	1	10	活動可能
中体連後		2	1	3	活動継続
29年度1学期	2	1	②	5	6人に満たないので廃部対象(1年目)
中体連後		1	②	3	活動継続
30年度1学期	1	②	②	5	6人に満たないので廃部対象(2年目)
6月	1	③	②	6	一旦6人になるが廃部対象は継続
中体連後		③	②	5	活動継続(今後、廃部(?)となる可能性があることを伝える。)
31年度1学期	③	②	①	6	6人以上になったので廃部対象外
中体連後		②	①	3	活動継続